奈良市公報

号 外 第 15 号

| —————————————————————————————————————— | 奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し |
|--|--------------------------------------|
| | 指定管理者の指定33 |
| | 予防接種の実施の一部改正34 |
| 条 例 | 奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置 |
| 奈良市税条例の一部を改正する条例1 | 事業実施要綱の一部を改正する告示34 |
| 奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例 3 | 訓令甲 |
| 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す | 奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令34 |
| る条例の一部を改正する条例4 | 奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する |
| 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正 | 訓令34 |
| する条例 4 | 監 |
| 規則 | 監査結果に基づく措置の状況35 |
| 奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則 4 | 公 営 企 業 |
| 奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則 6 | 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規 |
| 奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施 | 程35 |
| 行期日を定める規則6 | 農業委員会 |
| 奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の | 農政部会の招集36 |
| 一部の施行期日を定める規則6 | 議会 |
| 奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正す | 議会議長の辞職36 |
| る規則 7 | 議会議長の当選36 |
| 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一 | 議会副議長の辞職36 |
| 部を改正する規則8 | 議会副議長の当選37 |
| 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則 8 | 議会運営委員会の委員の選任37 |
| 奈良市会計規則の一部を改正する規則8 | 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選37 |
| 奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則 | 議会常任委員会の委員の選任37 |
| 9 | 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選37 |
| 告示 | 合併問題検討特別委員会の委員の選任38 |
| 放置自転車等の保管(2件)9 | 奈良市議会だより編集委員会の委員の就任38 |
| 平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示 | 奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の |
| 送達 9 | 当選 |
| 平成 16年度奈良市一般会計補正予算等の要領10 | 奈良市議会情報公開審査会の委員の就任38 |
| 放置自転車等の保管10 | 奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当 |
| 社団法人全国市有物件災害共済会の平成 15年度事業経 | 選38 |
| 営状況の公表11 | |
| 放置自転車等の保管11 | 条 例 |
| 指定管理者の指定11 | |
| 放置自転車等の保管11 | 奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 |
| 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱 11 | 平成 16年 6 月 30日 |
| 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱17 | 奈良市長 大川 靖則 |
| 奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱24 | 奈良市条例第 34号 |
| 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱32 | 奈良市税条例の一部を改正する条例 |
| 放置自転車等の保管(3件)32 | 奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)の一部を |
| 結核指定医療機関の指定辞退32 | 次のように改正する。 |
| 結核指定医療機関の指定33 | 第 14条第 1 項第 2 号中 恅年者」を 年齢 65歳以上の |

奈良市排水設備指定工事店の指定33 者」に改め、同条第3項を削る。

第 16条第 3 項中 発行」を 発付」に改める。

第 17条第 2 項の表の第 1号中 「公益法人等(」の次に 防災街区整備事業組合、」を加える。

第 21条中 「一に」を 『Nずれかに」に、 寄付金控除額」 を 寄附金控除額」に改め、「、老年者控除額」を削る。

第 25条の 2 第 2 項中 第 48条の 9 の 3 」の次に から 第 48条の 9 の 6 まで」を加える。

第 28条第 3項中 寄付金控除額」を 寄附金控除額」に 改める。

第30条第3項中 発行」を 発付」に改める。

第57条第3項中 発行」を 発付」に改める。

第60条の見出しを (固定資産税の納税義務者等)」に 改め、同条第6項中 吸び地方開発事業団」を「、地方開 発事業団及び合併特例区」に改め、同条に次の1項を加え る。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の7で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下本項において、特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第72条第3項、第83条第3項及び第95条第3項中 発行」を 発付」に改める。

第 146条第 2 項中 「、令第 56条の 21第 2 項」を 令第 56条の 21第 2 項」に改め、 又は共同行為」を削る。

第 148条第 3 項及び第 156条第 3 項中 発行」を 発付」 4 附則第 24条第 1 項の規定の適用がある場合における に改める。 前項の規定の適用については、同項中 総所得金額」と

附則第6条の次に次の1条を加える。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法 附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産 の譲渡損失の金額(以下本項から第3項までにおいて 特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場 合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額について は、法附則第34条第4項において準用する同条第1項 後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、 当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該 特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産 の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けている ときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額 が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第 28条第 1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29条第 1 項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附 則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の 金額 似下本項において 通算後譲渡損失の金額」とい う。X 本項の規定により前年前において控除されたもの を除く。) は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じ た年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項 の申告書をその提出期限までに提出した場合(市長にお いてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申 告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送 達される時までに提出した場合を含む。) であつて、そ の後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失 の金額の控除に関する事項を記載した第 28条第 1 項又 は第3項の規定による申告書(その提出期限後において 市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも の及びその時までに提出された第5項第1号の規定によ り読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書 を含む。以下本項において同じ。) を提出しているとき に限り、法附則第34条第4項において準用する同条第 1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連 続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附 則第 25条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則 第 28条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得 金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。 ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000 万円を超える年度分の市民税の所得割については、この 限りでない。
- 4 附則第 24条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中 聡所得金額」とあるのは 聡所得金額、附則第 24条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、 合計所得金額」とあるのは 合計所得金額(附則第 24条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第 25条第 1 項、第 28条第 1 項、第 28条の 2 第 1 項又は第 28条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中 合計所得金額」とあるのは 合計所得金額(附則第 25条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 28条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 28条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 28条の 3 の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第 28条第 4 項の規定の適用については、同項中

純損失又は雑損失」とあるのは 純損失若しくは雑損失又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第1項の申告書」とする。

(2) 第 29条の規定の適用については、同条第 1 項中 確定申告書(」とあるのは 確定申告書(租税特別 措置法第 41条の5の2第 12項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123条第 1 項の規定による申告書を含む。」と、第 4 項まで」とあるのは 第 3 項まで又は附則第 6 条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第 2 項中 第 4 項まで」とあるのは 第 3 項まで又は附則第 6 条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

附則第 10条の 2 第 5 項中 書類」の次に 吸び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第 41条第 1 項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 6 法附則第 16条第 8 項の家屋について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年 の 1 月 31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を 市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並び に令附則第 12条第 24項の規定により読み替えて適用 される同条第 17項に規定する従前の権利に対応する 部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 29条第 1 項中 宅地等の当該年度分」を 宅地 等に係る当該年度分」に改める。

附則第 35条中 塔しくは第 52項」を「、第 52項、第 55 項若しくは第 56項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 21条の改正規定(寄付金控除額」を 寄附金控 除額」に改める部分を除く。)及び次条第 2 項の規定 平成 17年 1 月 1 日
 - (2) 第 17条第 2 項の表の第 1 号の改正規定 建築物の 安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成 16年法律第67号)第 4 条の規定の施行の日
 - (3) 第 45条第 2 項の改正規定 信託業法(平成 16年法 律第 号)の施行の日
 - (4) 第 60条第 6 項の改正規定 市町村の合併の特例に 関する法律の一部を改正する法律(平成 16年法律第 58号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下 新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 21条の規定は、平成 18年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、平成 17年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25条の 2 第 2 項の規定は、平成 17年度以後 の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 平成 17年度分の個人の市民税に限り、平成 17年1月 1日現在において、市内に住所を有することにより均等 割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所 を有するものに係る新条例第 17条第1項の規定の適用 については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」 とする。
- 5 新条例第 18条第 2 号の規定は、前項の規定の適用を 受ける者に係る平成 17年度分の個人の市民税について は、適用しない。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第60条第7項の規定は、平成16年4月1日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 10条の 2 第 5 項の規定は、平成 16年 4 月 1 日以後に新築された地方税法(昭和 25年法律第 226 号)附則第 16条第 7 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について適用し、同日前に新築された同項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者がする申告については、なお従前の例による。

(平成 16年6月 30日掲示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市条例第 35号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例 奈良市共同浴場条例(昭和 39年奈良市条例第 20号)の 一部を次のように改正する。

第1条の表中

| 奈良市古市西共同浴場 | 奈良市古市町 1,503番 |
|---------------|---------------|
| | 地の 1 |
| 奈良市古市東共同浴場 | 奈良市古市町 1,552番 |
| - 不区中日中未六四/日场 | 地の 2 |

を

に

奈良市古市町 1,503番 奈良市古市西共同浴場 地の 1

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 16年6月 30日掲示済)

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市条例第 36号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例(昭和39年奈良市条例第37号)の一部を次のように 改正する。

別表中

| Г | 187 187 1 | 292 [™] | 407 ₹ | 542 € | 727 [∰] | 927 [™] |
|---|-----------|------------------|-------|-------|------------------|------------------|
| | 177 | 277 | 377 | 482 | 657 | 857 |
| | 167 | 262 | 357 | 457 | 607 | 797 |
| | 162 | 247 | 332 | 422 | 572 | 757 |
| | 152 | 227 | 302 | 382 | 512 | 682 |
| | 142 | 212 | 282 | 357 | 467 | 637 |

| 189 [∰] | 294 | 409 ^{₹⊞} | 544 ^{fff} | 729 ^{fff} | 929 [™] | |
|------------------|-----|-------------------|--------------------|--------------------|------------------|--|
| 179 | 279 | 379 | 484 | 659 | 859 | |
| 169 | 264 | 359 | 459 | 609 | 799 | |
| 164 | 249 | 334 | 424 | 574 | 759 | |
| 154 | 229 | 304 | 384 | 514 | 684 | |
| 144 | 214 | 284 | 359 | 469 | 639 | |

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る 奈良市規則第 49号 退職報償金の支給に関する条例(以下 新条例」という。) 別表の規定は、平成 16年4月1日(以下 適用日」と いう。) 以後に退職した非常勤消防団員(次項において 25号)の一部を次のように改正する。 新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。) につ

別表(第6条、第9条、第10条関係)

1 ホール附属設備

いて適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員につい ては、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間におい て、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給 されたこの条例による改正前の奈良市非常勤消防団員に 係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職 報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみ なす。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例をここに公布する。

平成 16年 6 月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市条例第 37号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改 正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和 55年奈 良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中 回答書」の次に 吸び市長が適当と認 める書類」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

に

2 この条例による改正後の奈良市印鑑の登録及び証明に 関する条例第5条第2項の規定は、平成16年9月1日 以後に行われる登録申請に係る確認について適用し、同 日前に行われた登録申請に係る確認については、なお従 前の例による。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

規 則

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成 16年 6 月 23日

奈良市長 大川 靖則

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市北部会館条例施行規則(平成 16年奈良市規則第

別表を次のように改める。

| × | 分 | | 単位 | 1日当たりの使用料 |
|----|----|----------------|-----|-----------|
| | 71 | 門局は間ジロが | +12 | (単位・円) |
| 舞台 | 設備 | 木台、 箱足 | 1台 | 50 |
| | | 平台 (ツカミ金具を含む。) | 1台 | 150 |

| | レナデルケン | 1 4 | |
|--------------------------|--|---------|---|
| | ヒナ段ケ込 金びょうぶ | 1 台 1 双 | 1 |
| | 演台 | 1台 | ı |
| | 花台 | 1台 | |
| | ひ毛せん | 1 枚 | |
| | 上敷 | | |
| | 人形立て | 1枚 | |
| | | 1台 | |
| | 普面台 ************************************ | 1台 | |
| | 指揮者用譜面台 (指揮者台を含む。) | 1台 | |
| | 司会者台 | 1台 | |
| | 吊り看板 | 1枚 | |
| | プログラムスタンド | 1台 | |
| | 長机 | 1台 | |
| | 椅子 | 1 脚 | |
| | コントラバス用椅子 | 1 脚 | |
| | バレエ用シート | 1枚 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | |
| | 大太鼓 | 1 式 | |
| | 雪かご | 1 式 | |
| 照明設備 | 照明セット | 1 式 | 2 |
| | ボーダーライト 1列 | | |
| | アッパーホリゾントライト 1列 | | |
| | シーリングスポットライト 8台 | | |
| | サスペンションライト 16台 | | |
| | ハロゲンピンスポットライト | 1台 | |
| | エフェクトマシーン | 1式 | 1 |
| | 先玉 | 1個 | |
| | ミラーボール | 1台 | |
| | ドライアイスマシン | 1台 | |
| 音響設備 | ワイヤレスマイク(ピン型) | 1本 | |
| | ワイヤレスマイク(ハンド型) | 1本 | |
| | コンデンサーマイク | 1本 | |
| | ダイナミックマイク | 1本 | |
| | マイクスタンド(ブーム型) | 1本 | |
| | マイクスタンド(床上型) | 1本 | |
| | マイクスタンド(卓上型) | 1本 | |
| | 吊りマイク | 1本 | |
| | 移動型スピーカー | 1式 | 1 |
| | はね返りスピーカー | 1式 | |
| | カセットデッキ | 1台 | |
| | のプレーヤー | 1台 | |
| | MDプレーヤー | | |
| | | 1台 | |
| n± / c. ÷n /# | アンプセット | 1式 | 2 |
| 映像設備 | O-P | 1台 | |
| | ビジュアルプレゼンター | 1台 | 1 |
| | ビデオプロジェクター | 1台 | 1 |
| | DMDプレーヤー | 1台 | |
| | ビデオデッキ | 1台 | |
| | 三脚スタンド式スクリーン | 1台 | |
| | 200インチスクリーン (固定) | 1式 | 1 |

| その他 | フルコンサートグランドピアノ | 1台 | 10,000 |
|-----|----------------|------|--------|
| | ホワイトボード | 1枚 | 100 |
| | 国旗・市旗 | 1枚 | 100 |
| | 展示パネル | 1枚 | 100 |
| | 電源設備 | 1 kw | 100 |

備考

- 1 公演時間が4時間を超える日及び2回以上公演する日の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
- 2 準備、後片付け又は練習のために使用する日 (公演日を除く。)の使用料は、規定の使用料の 100分の 50 に相当する額とする。
- 3 この表の使用料には、カラーフィルター、ドライアイス、カセットテープ等の消耗器材費及びピアノ調 律等の特別に必要な人件費は含まない。

2 多目的室、会議室及び和室附属設備

| 区分 | 附属設備の名称 | 単位 | 1日当たりの使用料 |
|------|-------------------------------|----------|-----------|
| 音響設備 | ワイヤレスマイク (スタンド付) | 1本 | (単位・円) |
| | | <u> </u> | |
| | ダイナミックマイク (スタンド付) | 1本 | 150 |
| | アンプセット (CQ MQ カセット及びスピーカー付) | 1台 | 500 |
| | ポータブルカセットデッキ | 1台 | 200 |
| 映像設備 | ОР | 1台 | 200 |
| | データプロジェクター (書画カメラ付) | 1台 | 200 |
| | DMD ビデオデッキ | 1台 | 200 |
| | 80型移動式スクリーン | 1台 | 300 |
| | 三脚スタンド式スクリーン | 1台 | 300 |
| | 20型液晶モニター | 1台 | 200 |
| その他 | 電子ピアノ | 1台 | 500 |
| | 大鏡 (移動式) | 1枚 | 200 |
| | 展示パネル | 1枚 | 100 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年6月 23日掲示済)

奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則をこ こに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 50号

奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則 奈良市北部会館条例(平成 16年奈良市条例第 17号)附 則第1項第2号に規定する規則で定める日は、平成 16年 7月 20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年6月 24日掲示済)

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 51号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例(平成 16年奈良市条例第 18号)の施行期日は、平成 16年7月 20 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一 部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 6 月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 52号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 の一部の施行期日を定める規則

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成 16年奈良市条例第 19号)附則第1項に規定する規則で定める日は、平成 16年7月 20日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年6月 24日掲示済)

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する | た者」に改める。 規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 53号

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正 する規則

奈良市老人福祉センター条例施行規則(昭和 43年奈良 市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中 「市長」の次に「又は指定管理者」を加し定管理者」に改める。 え、同条第3項中 使用許可」を 使用承認」に、 奈良 市老人福祉センター使用(使用変更)許可申請書」を 際 良市老人福祉センター使用(使用変更)承認申請書」に、 **市長」を
指定管理者」に改める。**

第6条の見出しを『(使用承認)」に改め、同条第1項を ンター使用 次のように改める。

前条第3項の申請により使用の承認を決定したときは、可を」を 承認を」に、 指定管理者は、由請者に奈良市老人福祉センター使用

(使用変更)承認書(別記第3号様式。以下 承認書」 という。)を交付する。

第6条第2項中 許可を受けた使用者」を 承認を受け

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

センター使用の承認を受けた者が使用の内容を変更し ようとするときは、奈良市老人福祉センター使用(使用 変更) 承認申請書を速やかに指定管理者に提出しなけれ ばならない。

2 前項の変更を承認したときは、指定管理者は、承認書 を交付する。

第7条第3項中 許可」を 承認」に、 市長」を 指

第8条第1項中 許可書」を 承認書」に改める。 別記第2号様式中

奈良市老人福祉センター使用 奈良市老人福祉セ (使用変更)許可申請書 」 (使用変更)承認 に、 奈良市長 様」を (あて先)」に、 許 由請書

| | | | 東 | 大集会室 | | | | 西 | 大集会 | 室 | | |
|---|--------------------------------|------------|------|-----------------------------|-------|----|------------|--------------|-----------|--------|--|--|
| | | | 老 | 講座室 | | | | 老 | 講座 | 室 | | |
| 使 | 用 | 室 | 春 | 和室A | | | | 春 | 和 | 室 | | |
| | | | の | 和室B | | | | の | 会 議 | 室 | | |
| | | | 家 | | | | | 家 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 老 | 春 | 0 | D | 家 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 使 | 用 | 室 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| める。 | ⊐ ¥ -↑ | | | | | | ンター使月 | FI (a | = \ | | | |
| める。 別記第3 ⁴ 奈良市老。 (使用変 | 人福祉も | マンター | | を | 良市老人福 | 祉セ | ンター使F 書 | 用 」に 」 | Ξ. | | | |
| 別記第3号 | 人福祉も | マンター | | を | 使用変更) | 祉セ | | 月」に | 二、 大集会 | 室 | | |
| 別記第3号 | 人福祉も | マンター | J | 준 (1 | 使用変更) | 祉セ | | , l | | _ | | |
| 別記第3号 | 人福祉も | マンター | 東 | を (1 大集会室 | 使用変更) | 祉セ | | 西西 | 大集会 | _ | | |
| 別記第3号 | 人福祉七更)許可 | zンター [書 | 東老 | を (1 大集会室 講 座 室 | 使用変更) | 祉セ | | 西老 | 大集会 講 座 | 室 室 | | |
| 別記第3号 | 人福祉七更)許可 | zンター [書 | 東老春 | を 大集会室 講 座 室 和 室 A | 使用変更) | 祉セ | | 西老春 | 大集会講 座 | 室 室 | | |
| 別記第3号 | 人福祉七更)許可 | zンター [書 | 東老春の | を 大集会室 講 座 室 和 室 A | 使用変更) | 祉セ | | 西老春の | 大集会講 座 | 室 室 | | |

|許可条件」を | 承認条件」に、 許可します」を | 承認 | 「印」に、 許可番号」を | 承認番号」に改める。

使

用

室

別記第4号様式中 除良市長 様」を (あて先)奈良

に、

市長」に、 使用許可」を 使用承認」に、 使用 (使用変更) 許可書」を 使用 (使用変更) 承認書」に改める。

別記第5号様式中 使用許可」を 使用承認」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、平成 16年7月 20日から施行する。 (経過措置)

2 奈良市老人福祉センター 東老春の家」及び奈良市老 人福祉センター 西老春の家」の管理については、平成 18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 54号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和55年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中 昭和」を削り、申請する本人自ら記入し」を 印鑑登録を受けようとする者が自ら記入し、本人であることを確認できる書面とともに」に改め、 委任の旨を証する書面」の次に「と代理人及び印鑑登録を受けようとする者について、それぞれ本人であることを確認できる書面の両方」を加え、 際良市長 様」を (あて先) 奈良市長」に改め、 明治」、 大正」及び 西暦」を削る。

附 則

この規則は、平成 16年 9月 1日から施行する。

(平成 16年6月 30日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 55号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則 奈良市行政組織規則(平成 14年奈良市規則第 43号)の 一部を次のように改正する。

第 61条に次の 1 項を加える。

2 前項庶務係の部分の第1号及び第3号から第6号まで、 同項維持管理係の部分の第1号及び第2号並びに同項排 水設備係の部分の第1号及び第6号に規定する分掌事務 については、東部下水道課の主管に属するものを除くも のとする。

第 63条庶務係の部分中第 5 号を第 10号とし、第 4 号を 第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 農業集落排水処理施設使用料(水道事業管理者に 委任した事務に係るものを除く。)及びその他の収 入金に関すること。 (9) 農業集落排水処理施設に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関すること。

第 63条庶務係の部分中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を 第 3 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分 に関すること。
- (5) 農業集落排水事業分担金に係る調査に関すること。 第63条庶務係の部分中第1号の次に次の1号を加える。
 - (2) 農業集落排水処理施設共用開始の公示に関するこ
- 第63条事業係の部分に次の3号を加える。
 - (8) 農業集落排水処理施設に係る排水設備(水洗便所を含む。)工事の確認申請に関すること。
 - (9) 農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。
 - (10) 農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関すること。

第 63条に次の 1 項を加える。

2 前項庶務係の部分の第2号、第4号、第5号、第8号 及び第9号並びに同項事業係の部分の第8号から第10 号までに規定する分掌事務については、田原地区内にお いて実施する農業集落排水事業に係るものに限るものと する。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 16年6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 56号

奈良市会計規則の一部を改正する規則 奈良市会計規則(昭和 40年奈良市規則第1号)の一部 を次のように改正する。

別表第1都市整備部下水道管理課の項の次に次のように加える。

| 都市整備部 | 庶務係長 | 1 農業集落排水事業 |
|--------|------|------------|
| 東部下水道課 | 及び係員 | 分担金及びその附帯 |
| | | 金の収納 |
| | | 2 農業集落排水処理 |
| | | 施設使用料(水道事 |
| | | 業管理者に委任した |
| | | 事務に係るものを除 |
| | | く。)及びその附帯 |
| | | 金の収納 |
| | | 3 損失補償に伴う債 |
| | | 権の回収金の収納 |

別表第2都市整備部下水道管理課長の項の次に次のように加える。

都市整備部 東部下水道課長

- 1 農業集落排水事業分担金及びその附帯金の収納
- 2 農業集落排水処理施設使用

料(水道事業管理者に委任し た事務に係るものを除く。) 及びその附帯金の収納

3 損失補償に伴う債権の回収 金の収納

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市規則第 57号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規 | 奈良市告示第 327号

奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和 44年奈良市規則 第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第10号中 (東部出張所のみ。)」を (東部 出張所のみ)」に改め、同条中第23号を第24号とし、第 22号の次に次の1号を加える。

(2:) 北部会館の管理に関すること。(北部出張所のみ) 附 則

この規則は、平成 16年7月 20日から施行する。

(平成 16年6月 30日掲示済)

亦

奈良市告示第 326号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示しま す。

平成 16年 6 月 16日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める 条例 (平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定 する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を 除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき るもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちく ださい。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内 は無料)
- 8 連絡先

奈良市企画部交通政策課

電話 0742-34-1111代表

(平成 16年 6 月 16日掲示済)

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま す。

平成 16年 6 月 17日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成 16年 6月 17日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6 月 17日掲示済)

奈良市告示第 328号

平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送 しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のた め送達することができないので、地方税法(昭和25年法 律第 226号)第 20条の2及び奈良市税条例(昭和 46年奈 良市条例第 12号)第6条の規定により、次のとおり公示 送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部資産税課 で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればい つでも交付します。

平成 16年 6 月 18日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 この納税通知書の発送年月日 平成 16年 4月 12日
- 2 この公示送達により変更する納期限 変更前 第1期 平成16年4月30日

変更後 第1期 平成16年6月30日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成 16年6月 18日掲示済)

奈良市告示第 329号

平成 16年奈良市議会 6 月定例会において成立した次に 掲げる予算の要領を地方自治法(昭和 22年法律第 67号) 第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 6月 18日

奈良市長 大川 靖則

- 1 平成 16年度奈良市一般会計補正予算(第1号)
- 2 平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第 1号)

第1表 歳出予算補正

歳 出

平成 16年度奈良市一般会計補正予算(第1号) 平成 16年度奈良市の一般会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予 算の款・項のみを補正する。
- 2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金 額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予 算補正」による。

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 9 土 木 費 | | 15,189,560 ^{千円} | 775,500 ^{千円} | 14,414,060 ^{千円} |
| | 4 都市計画費 | 11,005,878 | 775,500 | 10,230,378 |
| 14 諸支出金 | | 114,250 | 775,500 | 889,750 |
| | 4 減債基金 | 102,449 | 775,500 | 877,949 |
| 歳出 | 合 計 | 115,300,000 | - | 115,300,000 |

平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

平成 16年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算 (第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予 | 第2条 地方債の変更は、 第2表 地方債補正」による。 第1表 歳入予算補正

算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金 額並びに補正後の歳入予算の金額は、 第1表 歳入予 算補正」による。

(地方債の補正)

歳入

| | 款 | | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|-------|---|--------------|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 6 | 繰 入 金 | | | ^{千円} 4,933,429 | ^{千円} 775,500 | ^{千円} 4,157,929 |
| | | | 1 一般会計 繰 入 金 | 4,843,429 | 775,500 | 4,067,929 |
| 8 | 市債 | | | 1,928,900 | 775,500 | 2,704,400 |
| | | | 1 市 債 | 1,928,900 | 775,500 | 2,704,400 |
| | 歳 | λ | 合 計 | 11,077,000 | - | 11,077,000 |

第2表 地方債補正

1 変更分

| 起債の目的 | 限 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 起債の目的 | 補正前 | 補 正 後 |
| | 千円 | 千円 |
| 下 水 道 事 業 | 1,928,900 | 2,704,400 |

(平成 16年 6 月 18日掲示済) 平成 16年 6 月 22日

奈良市告示第 330号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま 3 移動対象区域 す。

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 22日

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 22日掲示済)

奈良市告示第 331号

社団法人全国市有物件災害共済会の平成 15年度事業経 営状況について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 263条の2第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成 16年 6月 22日

奈良市長 大川 靖則

平成 15年度事業経営状況

1 平成 15年度末現在会員市数 674市

2 建物総合損害共済

受託市数 673市 共済責任額 49,466,818,963,000円 分担金収入 5,860,637,853円 支払共済金 2.564.666.400円

3 自動車損害共済

受託市数 657市 分担金収入 2.448.685.492円 支払共済金 1,664,413,806円

4 正味財産の増減

増加

実質収納分担金収入等共済事業収入 8,340,903,175円 利子収入等 425,008,027円 会館収益金繰入 その他 412,366,838円 計 10,216,934,625円

減少

災害共済金等共済事業費 4,342,588,878円 共済事業外経費及び管理費等 2,016,749,957円 減価償却額及び繰入額等 2,151,107,993円 計 8.510.446.828 当期正味財産増加額 1,706,487,797円

5 平成 15年度末現在の共済基金

共済基金の前年度繰越額 60,182,541,929円 平成 15年度積立額 1,706,487,797円 平成 15年度末現在共済基金 61,889,029,726円

(平成 16年 6月 22日掲示済)

奈良市告示第 332号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま す。

平成 16年 6月 23日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 23日掲示済)

奈良市告示第 333号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の2第3 項の規定により、辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指 定したので、次のとおり告示します。

平成 16年 6月 23日

奈良市長 大川 靖則

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町 422番地 辰市地区自治連合会 会長 中川 俊之

2 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成 18年3月 31日まで

- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 会館の使用に関すること。
- (2) 会館の管理(主に日常の点検・清掃)に関すること。
- (3) 会館の自主事業に関すること。
- (4) 会館の利用促進に関すること。

(平成 16年6月 23日掲示済)

1,038,656,585円 | 奈良市告示第 334号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市告示第 335号

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱を次の ように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱 (趣旨)

第1条 母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、 母子家庭の自立促進を図るため予算の範囲内で母子家庭 自立支援教育訓練給付金(以下 訓練給付金」という。) を交付するものとし、その交付については、奈良市補助 金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下 規 則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定める ところによる。

(対象者)

- 第2条 訓練給付金の交付を受けることができる者(以下 対象者」という。)は、市内に住所を有し、第6条第1 項の規定により対象講座の指定の申請をする時において 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって、次 のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養 手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること.
 - (2) 受講開始日現在において、雇用保険法(昭和 49年 法律第 116号)による教育訓練給付金の受給資格を有 していないこと。
 - (3) 訓練給付金の交付を受けようとする者の就業経験、 技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、教育訓練講座を受講することが適職に就くために 必要であると認められる者であること。
 - (4) 過去に訓練給付金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(対象講座)

- 第3条 訓練給付金の交付対象となる教育訓練講座(以下 対象講座」という。)は、次に掲げる講座のうち第7条 第1項の規定により市長の指定を受けた講座とする。
 - (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - (2) 財団法人 21世紀職業財団の再就職希望登録者支援 事業の指定教育訓練講座
 - (3) 厚生労働大臣が定める就業に結びつく可能性の高い 講座
 - (4) 前3号に掲げる講座に準ずるものとして市長が国と協議して指定する講座

(交付額)

- 第4条 訓練給付金の額は、対象者が対象講座の受講のために支払った費用(以下 教育訓練経費」という。)の40パーセントに相当する額とする。ただし、その40パーセントに相当する額が200,000円を超える場合の交付額は200,000円とし、40パーセントに相当する額が8,000円を超えない場合は交付しないものとする。
- 2 教育訓練経費は、対象講座の受講について支払う入学 料及び受講料とし、受講に当たって必ずしも必要とされ ない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用 を除くものとする。

(事前相談の実施)

- 第5条 市長は、対象講座の受講を希望する母子家庭の母 に対し事前相談を実施する。
- 2 市長は、事前相談において、母子家庭の母の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、対象講座を受講することに

より、自立が効率的に図られると認められる場合にのみ、 受講対象とするものとする。

(受講対象講座の指定申請)

- 第6条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、自らが 受講しようとする講座について、母子家庭自立支援教育 訓練給付金受講対象講座指定申請書(別記第1号様式。 以下 対象講座指定申請書」という。)を市長に提出し、 あらかじめ対象講座の指定を申請しなければならない。
- 2 対象講座指定申請書には、次の書類を添えなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略できるものとする。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書
 - (3) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、 連絡先等が特定できるパンフレット等の資料の写し (指定申請の審査及び決定)
- 第7条 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、 それを審査し、速やかに対象講座の指定の可否を決定す るものとする。
- 2 市長は、前項の審査に当たっては、必要に応じて有識者、就労関係の専門家等の意見を聴取し、本人の意向を踏まえ、受講の緊急性及び必要性を考慮して判定を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の決定を行った場合において、対象講座の指定を行うときは母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書(別記第2号様式)により、対象講座の指定を行わないときは母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、必要に応じて申請者に対し、受講する講座の 変更の助言を行うものとする。
- 5 対象講座の指定を受けた者は、当該講座の受講をとり やめたとき又は受講の中途でやめたときは、その旨を市 長に届け出なければならない。

(訓練給付金の交付申請)

- 第8条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象講座の受講修了日の翌日から起算して1月以内に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、同項各号に掲げる書類は、添えることを要しない。
 - (1) 第6条第2項第1号及び第2号に規定する書類
 - (2) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の終了を認定する教育訓練 修了証明書
 - (3) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓

| 練経費について発行した領収書 2 前項第1号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認できる場合は、省略できるものとする。 附 則 | |
|--|--|
| この告示は、平成 16年 6 月 24日から施行し、平成 16年 度予算に係る訓練給付金の交付から適用する。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

別記

第1号様式(第6条関係)

母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者

| 住 所 | (₹ | - | |) | |
|------|-----|---|---|----|----|
| フリガナ | | | | | |
| 氏 名 | | | | | ЕР |
| 生年月日 | | 年 | 月 | 日(| 歳) |
| 電話 | (| |) | - | |

次のとおり教育訓練を受講したいので、母子家庭自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。また、 私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されること に同意します。

| 教育訓練施設の | | | | | | | | | |
|----------|----------|-------------|------|---------|---------|------|----|---|----|
| 名称 | | | | | | | | | |
| 教育訓練講座の | | | | | | | | | |
| 名称 | | | | | | | | | |
| 教育訓練の期間 | | 年 | 月 | 日~ | 年 | 月 | 日 | | |
| 所 要 費 用 | 入学料 | | | 円 | 受講料 | | | 円 | |
| (予定) | | | | | | 合計 | 죔 | | |
| 公共職業安定所の | 円 | | | | | | | | |
| 教育訓練給付金受 | 受講開始日現在I | こおいて | 雇用保障 | 険制度の教育 | 訓練給付金の受 | 給資格が | 4 | | |
| 給資格の有無 | | | | | | | | | |
| 過去の受給の有無 | | | | | | | ある | • | ない |
| 過去の支給の有無 | 過去に自立支援 | 教育訓練 | 給付金 | を受けたことが | が | | | | |
| | | | | | | | ある | • | ない |
| 備考 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の40%相当額(8千円を超え、20万円が限度)です。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づ き交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の中途でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講終了の証明を受け、受講終了日の翌日から起算して1月以内に、補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要です。
- 6 交付を受けるためには、上記の実績報告時点においても、奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱 第2条に規定する要件を満たしている必要があります。

第2号様式(第7条関係)

母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

樣

奈良市長

ED

先にあなたから提出のありました母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

| | | | | | 指定番号 | | | | |
|---------|------|---|---|----|------|------|---|-----|---|
| | フリガナ | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | 生年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | | | | (歳 |) |
| | (〒 - | |) | | | 電話 (| | |) |
| 住 所 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 教育訓練施設の | | | | | | | | | |
| 名称 | | | | | | | | | |
| 教育訓練講座の | | | | | | | | | |
| 名称 | | | | | | | | | |
| 教育訓練の期間 | | 年 | 月 | 日~ | | 年 | 月 | 日 | |
| 所 要 費 用 | 入学料 | | | 円 | 受講料 | 1 | | 円 | |
| (予定) | | | | | 合計額 | Į | | 円 | |

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の40%相当額(8千円を超え、20万円が限度)です。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づ き交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の中途でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講終了の証明を受け、受講 終了日の翌日から起算して1月以内に、補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要 です。
- 6 交付を受けるためには、上記の実績報告時点においても、奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱 第2条に規定する要件を満たしている必要があります。

| 亏觨式(弗 | / 宋関係 |) | | | | | | |
|-------|-------|-----------------------|----------|-----------------|---------------|-----|--------|----|
| | | 母子家庭自立支持 | 爰教育訓練給付金 | 受講対象講座不指 | 定決定通知書 | | | |
| | | | | | | 年 | 第 月 | |
| | | 樣 | | | | | | |
| | | | 奈 | ?良市長 | | | ED | |
| | | 出のありました母 より対象講座として | | | | 請書に | 基づき審 | 査し |
| | | フリガナ | | | | | | |
| 氏 | 名 | | | 生年月日 | 年 | J | 目 | E |
| | | (〒 - |) | | (電話 (| | 歳) | |
| 住 | 所 | | , | | em (| | , | |
| 教育訓練 | 東施設の | | | | | | | |
| 教育訓練 | 棟講座の | | | | | | | |
| 理 | 由 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市告示第 336号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱を次のよう に定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母が就業に結びつきやす い資格を取得するために養成機関で受講するに際して、 予算の範囲内で母子家庭高等技能訓練促進費(以下 訓 練促進費」という。)を交付することにより、受講期間 中における生活の不安の解消及び生活の負担の軽減を図 り、もって安定した修業環境を提供し、資格取得を容易 にすることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 訓練促進費の交付を受けることができる者(以下 対象者」という。)は、市内に住所を有し、20歳未満 の児童を扶養する母子家庭の母であって、次のいずれに も該当するものとする。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養 手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあるこ
 - (2) 次条に定める資格を取得するため、養成機関におい て修業期間が2年以上の課程を修業し、当該資格の取 得が見込まれる者であること。
 - (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められ る者であること。
 - (4) 過去に訓練促進費の交付を受けていないこと。ただ し、市長が特別の理由があると認めるときは、この限 りでない。

(対象資格)

- 格」という。)は、次に掲げる資格とする。
 - (1) 看護師
 - (2) 介護福祉士
 - (3) 保育士
 - (4) 理学療法士
 - (5) 作業療法士
 - (6) 前各号に掲げる資格に準ずるものとして市長が国と 協議して定める資格

(交付対象期間)

第4条 訓練促進費の交付の対象となる期間(以下 交付 対象期間」という。)は、修業期間の最後の3分の1に 相当する期間(交付申請のあった月以後の期間に限る。) とし、12箇月を上限とする。

(交付額)

第5条 訓練促進費の額は、月額 103,000円とする。

(事前相談の実施)

第6条 市長は、訓練促進費の交付を受けようとする母子

家庭の母に対して、事前相談を実施するものとする。

2 市長は、事前相談の際には、母子家庭の母の養成機関 における単位の取得状況の把握、生活状況の聴取等を行 い、対象資格の取得見込み及び訓練促進費の交付の必要 性について十分確認するものとする。

(交付申請)

- 第7条 訓練促進費の交付を受けようとする者は、母子家 庭高等技能訓練促進費交付申請書(別記第1号様式)に、 次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 ただし、第1号及び第2号に掲げる書類は、その事実を 公簿等によって確認することができる場合は、省略する ことができる。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全 員の住民票の写し
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手 当の受給者である場合に限る。) 又は前年(1月から 7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証
 - (3) 修業している養成機関の長が発行する在籍を証明す る書類
 - (4) 修業している養成機関の長が発行する単位取得証明
- 2 前項に規定する申請は、修業期間の3分の2に相当す る期間を経過した日以後に行わなければならない。 (交付の決定)
- 第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったと きは、申請者が第2条に規定する要件に該当しているか を審査して、速やかに交付の可否を決定し、交付するこ とと決定したときは母子家庭高等技能訓練促進費交付決 定通知書(別記第2号様式)により、交付しないことと 決定したときは母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定 通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するもの とする。
- 第3条 訓練促進費の交付対象となる資格(以下 対象資 2 市長は、前項の審査に当たっては、本人の意向を踏ま え、必要に応じて、就労関係の専門家、母子自立支援員 等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や 必要性について考慮し、判定を行うものとする。

(交付方法)

- 第9条 訓練促進費は、3箇月を単位として交付するもの とし、毎年1月、4月、7月及び10月の4期にそれぞ れ前月までの分を交付する。
- 2 訓練促進費の交付を受けようとする者は、前項の交付 月の前月 10日までに母子家庭高等技能訓練促進費交付 請求書(別記第4号様式)に、その月の在籍を証明する 書類を添えて当該3箇月分の訓練促進費の交付を請求し なければならない。

(修業期間中の受給者の状況確認等)

第 10条 市長は、訓練促進費の交付を受けている母子家 庭の母が養成機関に在籍していることを確認するため、 当該母子家庭の母に対し、定期的に出席状況に関する報 告等を求めることがある。

(受給資格喪失の届出)

第 11条 訓練促進費の交付を受けている者は、母子家庭の母でなくなったとき、市内に住所を有しなくなったとき、修業をとりやめたときその他第 2 条に規定する要件に該当しなくなったときは、その日から 14日以内に母子家庭高等技能訓練促進費受給資格喪失届 例記第 5 号様式)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 12条 訓練促進費の交付を受けた者は、養成機関における課程を修了したときは、その日から1月以内に母子家庭高等技能訓練実績報告書(別記第6号様式)に、卒業又は修了証明書を添えて市長に報告しなければならない。

(補則)

第 13条 この要綱に定めるもののほか、訓練促進費の交付に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行し、平成 16年 度予算に係る訓練促進費の交付から適用する。 別記

第1号様式(第7条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書

年 月 日

(あて先)奈良市長

| 申請者 | | | (₹ | _ | |) | |
|-----|----|----|----|---|-----|-----|--------|
| | | | | | | , | |
| | 住 | 所 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | フリ | ガナ | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 氏 | 名 | | | | | ED |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 生年 | 月日 | | 年 | 月 | 日(| 歳) |
| | | | | | / , | н (| /JX. / |
| | 電 | 話 | (| |) | - | |

母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けたいので次のとおり申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及 び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

| 過去の3 | 過去に母子家庭高等技能訓練促進費を受けたことが | | | | | | 受けたこ | ヒが | | |
|------|-------------------------|------|-----|------|-----|-----|-------|-------|------|------|
| 過去の3 | と加り方無 | | | | | | | | ある・ | ない |
| | 養成機関名 | | | | | | | | | |
| 養成機関 | | | | | | | | | 電話 (|) |
| 及び | 所 在 地 | | | | | | | | | - |
| 修業内容 | | | | | | | | | | |
| | 修業期間 | 年 | 月 | 日~ | 年 | 月 | 日 | 養成区分 | 昼間 | ・ 夜間 |
| | 修業している資格 | 看護師· | 介護福 | 祉士・係 | 育士・ | 理学療 | 法士・作詞 | 業療法士・ | (|) |
| 備 考 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注)

- 1 申請は、修業期間の3分の2に相当する期間が経過した日以後に行えます。
- 2 申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 児童扶養手当証書の写し又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書
 - (3) 申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
 - (4) 申請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等

| 第2号様式(第8条関係) | 第3号樣式(第8条関係) | 号外 |
|--|--|----------|
| 母子家庭高等技能訓練促進費交付決定通知書 | 母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定通知書 | 第 15 |
| 中 無 | 無 | 号 — |
| 年 月 日 様 | (株) | |
| 奈良市長 即 | 奈良市長 | |
| 先にあなたから提出のありました母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書に基づき 審査したところ、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。 | 先にあなたから提出のありました母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書に基づき 審査したところ、次の理由により交付要件に該当しないため、交付しないことと決定しましたので通知します | |
| 決定番号 | | 余 |
| 養 成 機 関 名 | | 艮 |
| 交付に係る資格 | | ф |
| 交付期間 年月~ 年月 | 理 由 | 公 |
| 交付月額 田 | | 粒 |
| (注) 1 母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けるためには、養成機関から発行される在籍証明書を交付月(1月、4月、7月、10月)の前月の10日までに提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合は、交付を停止する場合があります。 2 母子家庭の母でなくなったとき、本市から転出したとき、養成機関での修業をとりやめたときその他受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。 | | (火曜日) |

第4号様式(第9条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費交付請求書

年 月 日

(あて先)奈良市長

請 求 者 住 所

氏 名

ED

母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

| 指令年月日 | 年 | 月 | 日 | 指令看 | 番号 | 奈良市指令 | 第 | 号 |
|----------|-----|--------|---|-------|-----|----------|------|----|
| 補助年度 | | 年度 | | 補助金等の | D名称 | 母子家庭高等技(| 能訓練促 | 進費 |
| 養成機関名 | | | | 修業してい | る資格 | | | |
| 交付対象となる月 | 年月 | 月~ 年 | 月 | 交 付 | 月 | | 年 | 月 |
| 交付請求額 | | | · | 円 (月額 | | 円× | 箇月) | |
| 添付書類 | 在籍を | を証明する書 | 類 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

| 第5号様式(第1条関係) | | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|----|-----|
| | 母子家庭高等技能訓練促進費受 | 給資格喪勻 | 夫届 | | | |
| | | | | | 年 | 月 日 |
| (あて先)奈良市長 | | | | | | |
| | 届出者 | | (₹ | - |) | |
| | | 住 所 | | | | |
| | | フリガナ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | EPI |
| | | 生年月日 | | 年 月 | 目(| 歳) |
| | | 電話 | (|) | - | |
| 次のとおり、母子家庭高 | 等技能訓練促進費の交付を受ける資材 | 各がなくな | こったのて | で届け出ま | す。 | |
| 決 定 番 号 | | | | | | |
| 受給資格がなくなった理由 | ア 母子家庭の母ではなくなったた イ 奈良市内に住所を有しなくなっ ウ 養成機関での修業をとりやめた エ その他(| たため | | | |) |
| 理由が発生した日 | 年 | 月 | | 日 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | | | | | ' '` |
|-----------|-----------|--------------|------|---------|----------|---------------|---------------|---------|----------|------|
| 号様式(第12条関 | 係) | | | | | | | | | |
| | | | 母子家 | 庭高等 | 技能訓練 | 実績報 | 告書 | | _ | |
| | | | | | | | | 年 | 月 | |
| (あて先)奈良市 | ī長 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 告 者 : 所 | | | | |
| | | | | | II | : <i>F</i> /I | | | | |
| | | | | | 円 | ;名 | | | ЕП | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 養成機関におけ | 「る課程を修 | 多了しま | したので | 、次の | とおり報 | 告しま | र् | | | |
| 養成機関名 | | | | | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | | | | | 電話 (|) | |
| 修業期間 | ———— 年 | 月 | 日~ | 年 | 月 | 日 | 養成区分 | | ・ 夜間 | _ |
| 修業した資格名 | | | | | | | | | | |
| 添付書類 | | | | → ÷⊤ n□ | * | | 報告事項審 | 査結果(主務語 | 果長) | _ |
| 小小门 音 規 | | 平 耒 | 又は修 | 」証明 | 首 ——— | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | _ |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市告示第 337号

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱を次のよう に定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、非常勤等で雇用された母子家庭の母 に必要な研修及び訓練を実施した後、常用雇用した事業 主に対し、予算の範囲内で母子家庭常用雇用転換奨励金 (以下 転換奨励金」という。)を交付することにより、 母子家庭の母の常用雇用への転換を促進することを目的 とする。

(対象事業主)

- 第2条 転換奨励金の交付を受けることができる事業主 (以下 対象事業主」という。)は、第4条に規定する者 を短期雇用(6箇月以内の有期で雇用することをいう。 以下同じ。)の労働者として採用後、職業訓練(OJT) 実施計画書(別記第1号様式。以下「O」T計画書」と いう。)を市長に提出し、雇用後6箇月以内に常用雇用 へ転換した事業主であって、次のいずれにも該当するも のとする。
 - (1) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (2) 次のいずれかの紹介を受けて第4条に規定する対象 労働者を雇い入れた事業主であること。

ア 公共職業安定所

- イ 厚生労働大臣の許可を受けた無料・有料職業紹介 事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者(以下 職業紹介機関」という。)
- (3) 第4条に規定する対象労働者を常用雇用へ転換後、 引き続き6箇月間雇用継続した事業主であること。
- (4) 過去6箇月間において、事業主の都合により、常用 雇用労働者を解雇したことがないこと。
- (5) 過去3年間に雇用したことのある者を再雇用するも のでないこと。

(交付額)

第3条 転換奨励金の額は、労働者1人につき300,000円 │ 第7条 受給希望事業主は、対象労働者の短期雇用が終了 とする。

(対象労働者)

- 第4条 転換奨励金の交付対象となる労働者(以下 対象 労働者」という。)は、市内に住所を有し、第6条第1 項の規定によりOJT計画書が提出される時において 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって、次 のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養 | 第8条 受給希望事業主は、母子家庭常用雇用転換奨励金 手当の支給を受けている者と同様の所得水準であるこ
 - (2) 職業紹介機関に求職申込みをしていること。
 - (3) 短期雇用から常用雇用に転換することに制約がない

こと。

- (4) OJT計画書の内容について理解し、了解している
- (0」T計画書の作成)
- 第5条 転換奨励金の交付を受けようとする事業主(以下 受給希望事業主」という。) は、OJT計画書の作成に 当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 従業員の中から、OJT計画書の実施担当者を選任 すること。
 - (2) 常用雇用への転換に有効で、無理のないものとする こと、
 - (3) 実務能力を高めるものであること。
 - (4) 短期雇用中に講じる措置は、具体的な内容とするこ と。

(OJT計画書の提出)

- 第6条 受給希望事業主は、前条の規定により作成された OJT計画書に、次に掲げる書類を添えて、短期雇用後 速やかに市長に提出するものとする。ただし、第1号及 び第2号に掲げる書類については、その事実を公簿等に よって確認できる場合は、この限りでない。
- (1) 対象労働者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世 帯全員の住民票の写し
- (2) 対象労働者の児童扶養手当証書の写し(児童扶養手 当の受給者である場合に限る。) 又は前年(1月から 7月までの間に提出する場合には、前々年)の所得証 明書
- (3) 対象労働者との雇用契約書の写し
- (4) 職業紹介機関から紹介があったことを確認できる紹 介状等の書類の写し
- (5) 雇用保険の適用事務所であることを確認できる次の いずれかの書類
 - ア 雇用保険適用事務所設置届の写し
 - イ 直近の労働保険確定保険料申告書及び領収書等の 写し
- 2 市長は、受給希望事業主から提出されたOJT計画書 の内容について、改善すべき点があると認めるときは、 当該事業主に対して改善を指導するものとする。

(報告書等)

- したときは、当該労働者の確認を得て、短期雇用実施結 果報告書(別記第2号様式)を市長に提出するものとす
- 2 受給希望事業主は、対象労働者を短期雇用から常用雇 用に転換しないときは、その理由を当該労働者及び市長 に説明しなければならない。

(交付申請)

交付申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添 えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号及 び第2号に掲げる書類については、公簿等によって確認 できる場合は、この限りでない。

- (1) 対象労働者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 対象労働者の児童扶養手当証書の写し(児童扶養手 当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から 7月までの間に提出する場合には、前々年)の所得証 明書
- (3) 母子家庭常用雇用転換奨励金の交付に係る雇用状況 報告書(別記第4号様式)
- (4) 常用雇用への移行に係る雇用契約書の写し
- (5) 対象労働者が雇用保険の短時間労働被保険者以外の 一般被保険者となったことを確認できる次のいずれか の書類
 - ア 雇用保険被保険者証の写し
 - イ 雇用保険被保険者証資格取得等確認通知書の写し
- 2 前項の申請は、対象労働者を常用雇用に転換した日の 翌日から起算して6箇月を経過した日の属する月の翌月 の末日までに行わなければならない。ただし、やむを得 ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。 (交付決定)
- 第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、転換奨励金の交付の可否を審査し、交付することと決定したときは母子家庭常用雇用転換奨励金交付決定通知書(別記第5号様式)により、交付しないことと決定したときは母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10条 転換奨励金の交付決定を受けた事業主は、対象 労働者を常用雇用へ転換後6箇月を経過したときは、速 やかに母子家庭常用雇用転換実績報告書(別記第7号様 式)に、雇用の経過を示す資料を添えて市長に提出しな ければならない。

(奨励金の交付)

第 11条 市長は、母子家庭常用雇用転換実績報告書の提出を受けた後、速やかに転換奨励金を事業主に交付する ものとする。

(補則)

第 12条 この要綱に定めるもののほか、転換奨励金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行し、平成 16年 度予算に係る転換奨励金の交付から適用する。

| | | | | 職業訓練 | 楝(QJT) 実 | 施計画書 | | | | | | | |
|--|--|------|-----|-----------------------|----------|----------|----------|---------------|----|------|-----|----------|---------------|
| | | | | | | | | | 提 | 出日 | 年 | 月 | E |
| | | _ | フリ | リガナ | | | | | | | | | |
| 事 | 業 | 主 | | | | | | | | | | | |
| 短期雇 用を行 | 名称(と ある場合は省 | - | フリ | リガナ | | | | | | | | | |
| う事業所 | 所 在 | 地 | (= | 〒 . | - |) | | | | 電話(| |) | |
| 対象労 | 働者氏名 | フリガ: | ナ | | | | | 上 年 月 | 日 | 年 | 月 (| | 生 歳) |
| 短期雇 | 聞期間 | | | 年年 | | | いら まで | | | | | | <u>,</u> |
| 短期雇用 じる措置 | 期間中に講の内容 | | | | | | 雇用の要 | 月に移行す 長件 | する | | | | |
| | | 賃 | æ`⊦ | 基本給 月 | | 日額 | | | | 円 | | | |
| 短期雇员労働条例 | 用期間中の 件 | 就業時間 | | 定期的に支 : から (補足説 | : まで | | | 当たり 1 週間当た | りの | 所定労働 | 時間 | 時 | 間 |
| | | その6 | 也 | | | | | | | | | | |
| 常用雇力 | 用転換奨励 | | 名 | | | | | 役 | 職 | | | | |
| | 務手続の担 | 連絡のの | | : E地と同じ | (〒 - | , |) | | | | | | |
| | | 場合 | | 略可) | 電話 (| (備 | | . (| 内線 | |) | | |
| 上記内容に [・] (対象労働 [・] | ついて、同意し 者氏名) | します。 | | | Ер | . | - , | | | | | | |
| | 住民票及び所 [:] 金の事務手続 意します。 | | | | | | | | | | | | |
| (対象労働 | 者氏名) | | | | ED | | | | | | | | |

| | | | 短期層 | 皇用実施結果 | 報告書 | | | | | |
|--|--|-------------------|-------------|------------------|-------------------------|---------------|----------------|----------------|------|--|
| | | | | | | | 提出日 | 年 | 月 | |
| | | | フリガナ | | | | | | | |
| 事 | 業 | 主 | | | | | | | | |
| | 名称(と | 同じで | フリガナ | | | | | | | |
| 短期雇 | ある場合は | 省略可 | | | | | | | | |
| 用を行 |) | | | | | | | | | |
| う事業 | | | (₹ | -) | | | | 電話 | | |
| 所 | 所 在 | 地 | | | | | | (| |) |
| | I | フリガ | ナ | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 対 象 労 | 働者氏名 | | | | | = = | 上 年 月 日 | | | |
| | | | | | | | T | | (| Ē |
| 短期層 | 星用期間 | | 年 月 | 日から | 結 | 課 | | (移行日 | 年 月 | 日 |
| | | | 年 月 | 日まで | | | 口離職 | | | |
| | | 賃 | 金 | 月給・・ 5払われる手 | | * D 7 | ۲+_ ۱۱ | 円 円 | | |
| - | 雇用へ移行し | | (上州ロゾに) | 2位1716の士: | ∃ '□ | ョ戸 = | 11217 | [] | | |
| た場合 |) | 就業時 | 問・から | | 田 / - | | 1 YE HE 12 A | | 1土88 | n+ |
| | | が 来り | | っ : まで; | 迴1/↑ | | 1週間当たりの | | 付旧 | 胃 |
| 101-14 | の出版を供 | ₩無时 | . // . | o : まで; | ❷1∕\ | П | 「週間当たりの | 所正労働時 | 4 日 | 時 |
| 移行後(| の労働条件 | その | | o : まで | 四1小 | <u>н</u> — | 週間当たりの |) 所 疋 穷 惻中 | | - 円 |
| | | | | o : æ°; | 回 怀 | <u>п</u> | 週間当たりの | 門正労側中 | | 円 |
| (常用雇 | ■用へ移行 | | | o : & C; | @1/A | <u>п</u> | 週間当たりの | 門正労側 | (하) | 中 司 |
| (常用雇 | | | | o : & C; | 回1 体 | <u>п</u> | 1 週間当たりの | 所正労働 | | 申 司 |
| (常用雇 しなか | ≣用へ移行 ハった場合) | | | o : & C; | 回1 个 | | 週間当たりの | 所正労働。 | | 申 司 |
| (常用雇 しなか | ■用へ移行 | | | o : & C; | | | 1 週間当たりの | 所正穷懰! | | Р |
| (常用雇 しなが 移行しな | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 | その | 他 | o : & C; | 回 体 | | | 所正穷懰! | | Р - |
| (常用雇 しなが 移行しな 常用雇 | ≣用へ移行 ハった場合) | その氏 | 他 | | | | 役 職 | 所正穷 侧 。 | 하리 | # 1 |
| (常用雇 しなが 移行しな 常用雇 | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 換 奨 励 | その | 他 | | - | | | 所正穷懰! | | # - |
| (常用雇 しなか 移行しな 常用雇 金の事 | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 換 奨 励 | その氏 | 他 | | | | 役 職 | · 所正穷懰。 | | # 1 |
| (常用雇 しなか 移行した 常用雇 金の事 | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 換 奨 励 | その 氏連 絡 | 名 先 | (〒 | | | 役 職 | 所正穷懰! | 하니티 | H T |
| (常用雇 しなか 移行しな 常用雇 金の事 | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 換 奨 励 | その 氏 連 ん | 名 先 の所在地と同じ | (= | - | , | 役 職 | | | # \ |
| (常しなが移って) おおり おおり おおり おおり はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま | 配用へ移行いった場合) いった理由 用 転 換 の 担 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (〒 | - | , | 役 職 | (内) | | H-7 |
| (常しなが移って) おおり おおり おおり おおり はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま | 電用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 換 奨 励 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | | | HT |
| (常しなが移って) おおり おおり おおり おおり はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいま | 程用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 続 の 担 で、確認 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | | | HT |
| (常しな) 移 常金当 記内容に | 程用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 続 の 担 で、確認 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | (内紹 | | His contraction of the contracti |
| (常しな) 移行 用の者 内容に | 程用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 続 の 担 で、確認 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | (内紹 | | H7 |
| (常 | 程用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 続 の 担 で、確認 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | (内紹 | | · 时 |
| (常しな) 移行 用の者 内容に | 程用へ移行 いった場合) なかった理由 用 転 続 の 担 で、確認 | その 氏連 絡の合 | 色 先 | (= | - | , | 役 職 | (内紹 | | 時 |

| 第3号様式() | 3号様式(第8条関係) | | | | | | | | | |
|----------|--------------------------|-----------|---------------|---------------|-------------|-----|-------|----|---|---|
| | | 母子家庭常用 |]雇用転換奨励 | 金交付 | 申請書 | | | | | |
| (あて先 |)奈良市長 | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 常用雇 | 用転換奨励給付金の交 | 付を受けたいの | で、次のとお | り申請し |)ます。 | | | | | |
| | | 所在地(〒 | - |) | | | | | | |
| 事 | 業主 | 名称 | | | | | | | | |
| | | 氏名 | | | | EŢ. | | | | |
| | | 所在地(〒 | - |) | | | | | | |
| 常用原 | 雇用を行った事業所 | 名称 | | | | | | | | |
| 対 | (1) 氏名 | | | | | | | | | |
| 象 | (2) 生年月日 | | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 働者 | (3) 短期雇用開始年人(4) 常用雇用移行年人 | | | <u>年</u> 年 | 月 月 | 日 日 | | | | |
| 対象労働者の状況 | (5) 申請日現在の雇用 | 常用雇用者・その他 | | | | 年 | 月 | 日) | | |
| 事 | (1) の対象労働者 | を雇い入れ前3筐 | | ことが | | | | | | |
| 事業所の状 | (2) 常用雇用転換日前 | 前6箇月間に常用 | 有(引労働者を事業 | 美主の都 | 年 合によ | | 日離職) | • | 無 | |
| 況 | | | 有 | · 無 | | | | | | |
| 申請書 | 作成者氏名 | (所) | 属部署) | | | (1 | 電話番号) | | | |
| (備 | 考) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | 提出日 | 年 | 月 | |
|-----------------|---------------|-------------|-------------------------|-----------------|--------|----------|--------|--------|----|-------|
| | | | フリガナ | | | | | | | |
| 事 | 業 | 主 | | | | | | | | |
| 短期雇用を行 | 名称(と同 ある場合は省 | F | フリガナ | | | | | | | |
| った事 業 所 | 所 在 | 地 | (〒 - |) | | | | 電話(| |) |
| 対 象 労 | 働者氏名 | フリガ | t | | | 生 | 年 月 日 | 年 | 月 | 日: |
| <i>k</i> − #n ≓ | - m +n == | | | | 日か | 16 | | | (| 「「「「」 |
| | 用期間 | | | 月 | | きで | | | | |
| | | 賃 : | → 基本給 月 金 一 定期的に支 | 給 ・ 日 払われる手当 | | 5月当 | たり | 円 円 | | |
| 現在の | 労働条件 | 就業時 | | : まで週 | 休 | 日 1 | 週間当たり0 |)所定労働的 | 時間 | Ħ |
| | | | 名 | | | | 役 職 | | | |
| | 用転換奨励務手続の担 | 連絡 | 先 | (〒 - |) | <u>'</u> | | 1 | | |
| = # | | - | 所在地と同じ は省略可) | 電話 (|) |) | - | (内線 | ₹ | |
| 上記内容に | ついて、確認し |)ます。 | | | | | | | | |
| 対象労働者 | 氏名 | | | | EP | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| (備 考) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| 195 | | | | | - | - | • | == : | | | (火草 | ■ □ / | | | |
|--------------|---|---|--|--|--|--|---|--|---|---|---------------------------------------|---------------|-------------|-----|-------|
| | 中田 | <u>u</u> | したと | | | | | | | Ш | Ш | | | | |
| | 田 | | 海海 | | | | | | | 日 | A | | | | |
| шш | # | | 言。 う | | | | | | | ш | ш | | | | |
| 定通知 | | | け申請 11します | | | | | | | Ψ | 14 | | | | |
| 交付決 | | 电离 | 励金交1 ので通9 | | | | | | | | | | | | |
| 獎励金7 | | 条 | 目 転換奨 ,ました | | | | | | | | 台年月日 | | | | |
| 用転換 | | | 常用雇用 C決定し | II- | | | II- | | | 月日 | 雇用開 | | | | |
| E常用雇 | | | 子家庭にして | 所在地 (| 竹巻 | R 伯 | 所在地 (| 名称 | 1) 田名 | | (3) 短期 | | | | |
| 母子家愿 | 梊 | | もした母さ付しな | | # | | | | | | | 田 田 | | | |
| - | | | ひありませいな | | 淵 | | | を行った事 | | 働者のシ | | こなった | | | |
| | | | に潜出の次の分の | | | | | 常用雇用? | | 対象光, | | 不交付と | | | |
| | | | い 代 の | | | | | | | | | | | | |
| | 中 田 | 日 | 7) | | | | | | | | П | |] | | |
| | 町 | | 審価した | | | | | | | ш | | | | | |
| | 無 | | 基づま | | | | | | | 田 | A | | | | |
| [知書 | 7 | | 記書 | | | | | | | # | # | 田 | | | |
| 対決定通 | | Vlui | 嵌效付重 | | | | | | | | | | | | |
| 加金交色 | | 奈良市長 | 換奨励記す。 | | | | | | | | :AB | | | | |
| 転換奨 | | | 3雇用転 9知しま | | | | | | | ш | 1開始年 | | | | |
| 常用雇用 | | | 家庭常用こので通 | 題(下 | .F. | NΠ | | .F. | 祝 | 生年月日 | 短期雇月 | | | | |
| 子家庭清 | 採 | | た母子漬しました | 所有 | | 吊 | 所有 | | (1) | (2) | (3) | | | | |
| Φ | | | 5りまし 3り決定 | | | | | った事業月 | | ₹の状況 | | 定 | | | |
| | | | 是出の 久のとお | | 継 | | | 雇用を行 | | 象労働書 | | 女 采 | | | |
| | | | 先に歩る、ジ | 1 | # | | 1 | ⊞- | | 4/III | 1 | 巜 | 1 | | |
| | 母子家庭常用雇用転換奨励金交付決定通知書 - - - - - - - - - - - - - | 第 母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 第 等 年 月 店 日 様 | 第 母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 第 等 年 月 日 様 月 日 間 第 日 所 会員市長 日 | 第 中子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 第 号 年 月 日 様 奈良市長 奈良市長 原 店基づき審査したと 先に提出のありました母子家庭常用雇用転換奨励金交付申請書に基づき審査したと ころ、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。 | 母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 <td (="" rowspan="2" td="" まま)<=""><td>場合子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 <td (本)="" rowspan="2" td="" 日="" 日<="" 月=""><td>### 24 25 25 25 25 25 25 25 </td><td>(4) 日 (2) 日 (2) 日 (3) 日 (4) 日 (4)</td><td>### ### ### ### #####################</td><td>### 第 第 第 第 号</td><td>### 第 1 日 日</td><td># 第</td><td>### 第</td></td></td></td> | <td>場合子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 <td (本)="" rowspan="2" td="" 日="" 日<="" 月=""><td>### 24 25 25 25 25 25 25 25 </td><td>(4) 日 (2) 日 (2) 日 (3) 日 (4) 日 (4)</td><td>### ### ### ### #####################</td><td>### 第 第 第 第 号</td><td>### 第 1 日 日</td><td># 第</td><td>### 第</td></td></td> | 場合子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書 <td (本)="" rowspan="2" td="" 日="" 日<="" 月=""><td>### 24 25 25 25 25 25 25 25 </td><td>(4) 日 (2) 日 (2) 日 (3) 日 (4) 日 (4)</td><td>### ### ### ### #####################</td><td>### 第 第 第 第 号</td><td>### 第 1 日 日</td><td># 第</td><td>### 第</td></td> | <td>### 24 25 25 25 25 25 25 25 </td> <td>(4) 日 (2) 日 (2) 日 (3) 日 (4) 日 (4)</td> <td>### ### ### ### #####################</td> <td>### 第 第 第 第 号</td> <td>### 第 1 日 日</td> <td># 第</td> <td>### 第</td> | ### 24 25 25 25 25 25 25 25 | (4) 日 (2) 日 (2) 日 (3) 日 (4) | ### ### ### ### ##################### | ### 第 第 第 第 号 | ### 第 1 日 日 | # 第 | ### 第 |

| 7号様式(第 10条関係) | 7号様式(第 10条関係) | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------|--------------------------|------|-------|---------|----|---|--|--|
| | 母子家庭常用雇用転換 |)実績報 [:] | 告書 | | | | | | |
| | | | | | 年 | 月 | 日 | | |
| (あて先)奈良市長 | *1 7.4 | 事業主 | | | | | | | |
| | | · 罗 未工 f在地 | | | | | | | |
| | ه. | , 1/2 | | | | | | | |
| | | る 3 3 4 | | | | EP | | | |
| | | | | | | | | | |
| 奈良市母子家庭常用雇用 | 転換奨励金交付要綱第 10条の規定 | こにより、 | 、次の。 | とおり報告 | します。 | | | | |
| | 所在地 | | | | | | | | |
| 常用雇用を行った事業局 | 名称 | | | | | | | | |
| | (1) 氏名 | | | | | | | | |
| | (2) 生年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 対象労働者の状況 | | | 年 | 月 | 日日 | | | | |
| | (4) 常用雇用移行年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| | (生) 市州推州约11千万口 | | | | 古果(主務課長 | ₹) | | | |
| 添付書類 | 雇用の経過を示す資料 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(平成 16年 6月 24日掲示済)

奈良市告示第 338号

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖則

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 (目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会(以下協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員 15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体・機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (座長及び副座長)
- 第3条 協議会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選 によってこれらを定める。
- 2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長 が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する 会議は、市長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部児童課において処理 する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年6月 24日から施行する。

(平成 16年6月 24日掲示済)

奈良市告示第 339号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示しま す。

平成 16年 6月 25日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 25日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成 16年6月 25日掲示済)

奈良市告示第 340号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 28日

奈良市長 大川 靖則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 28日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 28日掲示済)

奈良市告示第 341号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈 良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第10条第1項の規定により告示しま す。

平成 16年 6月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6 月 29日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 29日掲示済)

奈良市告示第 342号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 29日

奈良市長 大 川 靖 則

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------|-----------|---------------|
| 川本皮膚科泌 | 奈良市富雄元町二丁 | 平成 16年 5 月 31 |
| 尿器科医院 | 目5番20号 | 日 |

(平成 16年 6月 29日掲示済)

奈良市告示第 343号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6 月 29日

奈良市長 大川 靖則

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------|--------------|
| メイプルリーフ | 奈良市押熊町 1153 | 平成 16年 6 月 2 |
| 薬局押熊店 | | 日 |
| オクムラ薬局 | 奈良市西登美ヶ丘 | 平成 16年 6 月 8 |
| | 二丁目 1 - 26 | 日 |

(平成 16年 6月 29日掲示済)

奈良市告示第 344号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排 水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良市規則 第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 6 月 30日

奈良市長 大川 靖則

1 指定年月日 平成 16年 6 月 30日

2 指定工事店名

| 区域 | 受付番号 | 指定番号 | 店舗の所在地 | 会社名又は商号 | 代表者又は氏名 |
|-----|------|--------|----------------------|---------------|---------|
| | 1 | 第 312号 | 奈良市南永井町 21 播地の 1 | ムカイ設備 | 向井 利光 |
| | 2 | 第 313号 | 奈良市千代ヶ丘一丁目7番地の50 | 藤井設備 | 藤井 孝清 |
| | 3 | 第 314号 | 奈良市法華寺町 203番地の 2 | 株式会社アイテム | 下宮 芳実 |
| 市 | 4 | 第 315号 | 奈良市白毫寺町 67番地の 3 | 有限会社西脇産業奈良営業所 | 西脇 勤 |
| | 5 | 第 316号 | 奈良市敷島町一丁目 1070番地の 1 | 快適工房 ZEST | 安達 伸一 |
| 内 | 6 | 第 317号 | 奈良市大安寺三丁目 1番 25-101号 | 米倉設備 | 米倉 浩史 |
| | 7 | 第 318号 | 奈良市南紀寺町五丁目 77番地の 5 | 立元建設 | 立元 茂之 |
| | 8 | 第 319号 | 奈良市南京終町 630番地の 4 | 越智建設 | 越智 里志 |
| | 9 | 第 320号 | 奈良市大森西町 15番地の 3 | 松本工業有限会社奈良営業所 | 松本 和彦 |
| 市 | 10 | 第 321号 | 大和郡山市美濃庄町 711番地の 1 | 株式会社信幸 | 村田 克彦 |
| ''- | 11 | 第 322号 | 天理市檜垣町 526番地 2 | 岡田水道工業所 | 岡田 邦彦 |
| 外 | 12 | 第 323号 | 天理市森本町 724番地 | 木利組 | 木本 利一 |

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市告示第 345号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈 良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 51年奈良 市規則第 11号)第 11条の規定により、次のとおり公示し ます。

平成 16年 6 月 30日

奈良市長 大川 靖則

- 取消し年月日
 平成 16年6月30日
- 2 指定工事店 指定番号 第 197号 店舗の所在地 橿原市十市町 830番地の 3 会社名 株式会社 宮田設備

代表者 宮田 眞瑳雄

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市告示第 346号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の2第3 項の規定により奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理 者を指定したので、次のとおり告示します。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

- 1 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条宮前町7番1号 財団法人 奈良市文化振興センター 理事長 南 田 昭 典
- 2 指定管理者の指定の期間平成 16年7月1日から平成18年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 市民文化ホールの施設又は附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市告示第 347号

平成 16年奈良市告示 174号 (予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市告示第 348号

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措 置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 325号)の一部を次のように改正する。

- (12) 標準負担額 法第 48条第 2 項第 2 号に規定する標準負担額をいう。
- (13) 居住費 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11年厚生省令第 39号)第 41条第 3 項第 2 号に規定する費用をいう。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) その他市民税非課税世帯に属する者であって、世帯 全員の前年中の収入の合計額が90万円(世帯員の数 が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた 世帯員1人につき45万円を加算した額)以下で、次 のいずれにも該当するもの
 - ア 世帯全員に前年中の所得金額がないこと。
 - イ 市民税を課される者と生計を共にしていないこと。
 - ウ 市民税を課される者の税法上の被扶養者になって いないこと。
 - エ 世帯の預貯金の額が90万円(世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき45万円を加算した額)未満であること。

別表訪問介護の項中 旧常生活費」を 標準負担額、居住費及び日常生活費」に改め、同表通所介護の項中 利用者負担額」の次に 【標準負担額及び居住費を除く。)」を加え、同表短期入所生活介護の項中 利用者負担額」の次に 【標準負担額を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による 利用者負担額の減免措置事業実施要綱(以下 新要綱」 という。)第3条の規定は、この告示の施行の日 (以下 施行日」という。)以後に行われる申請に係る確認につ いて適用し、施行日前に行われた申請に係る確認につい ては、なお従前の例による。
- 3 新要綱別表の規定は、施行日以後に提供されるサービスに係る減免について適用し、施行日前に提供されたサービスに係る減免については、なお従前の例による。

(平成 16年6月 30日掲示済)

訓令甲

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成 14年奈良市訓令甲第 1号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のように加える。

東部下水道課長

- (1) 農業集落排水事業分担金(以下この項において) 分担金」という。) に関する申告及び届の処理
- (2) 分担金の納入通知書の発行
- (3) 分担金の賦課資料の調査及び検査
- (4) 分担金の納付督促及び出張徴収
- (5) 分担金の過誤納金の充当還付
- (6) 分担金の公示送達及びこれに伴う納期の変更
- (7) 農業集落排水処理施設使用料の納付督促及び出張 徴収
- (8) 排水設備新設等の計画の確認
- (9) 水洗便所設備費助成金の交付
- 10) 水洗便所改良資金の融資あっせん

附則

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般

関係各所

奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖則

奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する。

奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和 34年奈良市

訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 20号を第 22号とし、第 19号を第 20号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) 電気料金、水道料金、電話料金、料金後納郵便物の 料金及び保険料の支出負担行為の決定(北部出張所長 のみ)

第 5 条第 1 項中第 18号を第 19号とし、第 5 号から第 17号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 行政財産の目的外使用の許可の更新第5条第2項を削る。

附 則

この訓令は、平成 16年7月 20日から施行する。

(平成 16年 6月 30日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 16年 6月 30日

 奈良市監査委員
 吉
 田
 肇

 同
 土
 田
 敏
 朗

 同
 土
 田
 敏
 朗

 同
 金
 野
 秀
 一

高齢福祉課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日 (奈良市監査委員告 示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 15日

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|---|--|
| (東老春の家・西老春の家)(の室使用料の調定が著しく く遅延しているので、奈良市会計規則第11条に基 | 奈良市老人福祉センター (東老春の家・西老春の家) の貸室の使用料の調定に ついては、 使用許可と同 時に調定を行うようにし ました。 |

情報公開室

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日 (奈良市監査委員告 示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 16日

別表(第12条関係)

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区 分 労 務 費 材

| 【監貨の結果】 | 【措置の内容】 |
|--------------|--------------|
| 情報公開に伴う行政文 | 平成 16年度の収納した |
| 書のコピー代(節:総務 | 現金の指定金融機関への |
| 費雑入)に係る調定は適 | 払込みは、 収納した日の |
| 時になされているが、 収 | 翌日(翌日が市の休日に |
| 納した現金の指定金融機 | 当たる場合は、その日後 |
| 関等への払込みが遅延し | において、 その日に最も |
| ている事例が見受けられ | 近い休日でない日)に払 |
| たので、奈良市会計規則 | 込みをしています。 |
| 第9条に基づき、 速やか | 今後も奈良市会計規則 |

保育 課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日 (奈良市監査委員告 示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 24日

に払込みをされたい。

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|---|---|
| (3) 保育園において、職員等の旅費に関する条例施行規則第3条に規定されている旅行命令簿の記載方法に誤りが見受けられた。規則に則った適正な事務執行をされたい。 | (3) 指摘事項について、 誤りのないよう規則に 則った事務執行を実施 するよう各園に指導い たしました。 |

(平成 16年 6月 30日掲示済)

第9条に基づき、速やか

に払い込みます。

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 12号

米斗

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市水道事業管理者

福田惠一

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する 規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和 60年奈良市水 道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

| パッキン取替 | 1,560 円 | 無料 |
|--------|---------|----------------|
| 給水栓取替 | 1,870 | 管理者が定める単価表による。 |

(2) 破裂

| | | | 労 | 務 | 費 | i | | |
|-----|------|-------|-------|-----------|--------------|-----------------|--------------|--------|
| lo. | | | | 普通土掘削工 | | コンクリート掘削工 | | |
| X | 分 | 継手工 | 管連絡工 | 掘削土量が 0.0 | 掘削土量が 0.0 | 掘削土量が 0.0 | 掘削土量が 0.0 | 材 料 費 |
| | | | | 6㎡以下のもの | 6㎡を超えるも の | 6 ㎡以下のもの | 6㎡を超えるも の | |
| 鉛 | 口径 耗 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 1 3 | 2,230 | 1,870 | | | | | |
| 管 | 2 0 | 2,810 | 2,680 | 830 | 2,080 | 980 | 2,390 | |
| | 2 5 | 3,230 | 3,480 | | | | | |
| | 4 0 | 4,550 | 5,360 | | | | | |
| 類 | 5 0 | 5,550 | 6,700 | | 2,770 | | 3,180 | 笠田老が守み |
| ビ | 1 3 | 490 | 1,870 | | | | | 管理者が定め |
| = | 2 0 | 000 | 2,680 | 830 | 2,080 | 980 | 2,390 | る単価表によ |
| ル | 2 5 | 980 | 3,480 | | | | | る。 |
| 管 | 4 0 | 1,470 | 5,360 | | | | | |
| 類 | 5 0 | 1,970 | 6,700 | | 2,770 | | 3,180 | |
| 鋼 | 1 3 | | 1,870 | | | | | |
| | 2 0 | 1 100 | 2,680 | 830 | 2,080 | 980 | 2,390 | |
| 管 | 2 5 | 1,100 | 3,480 | | | | | |
| | 4 0 | | 5,360 | | | | | |
| 類 | 5 0 | 1,280 | 6,700 | | 2,770 | | 3,180 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行 規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給 | 奈良市議会告示第8号 水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前 に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例に よる。

(平成 16年 6月 24日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 10号

奈良市農業委員会平成 16年7月農政部会の会議を下記 のとおり招集します。

平成 16年 6月 17日

奈良市農業委員会 農政部会長 中 村 成 男

1 日時

平成 16年 7月 1日 (木)午後 1時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階 第2研修室

- (1) 平成 17年度農業施策に関する要望書(案)について

(2) その他

(平成 16年 6月 17日掲示済)

会 議

議会議長 米 澤 保 は、平成 16年6月 21日の 議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成 16年 6月 22日

奈良市議会副議長 船越義治 (平成 16年 6 月 22日掲示済)

奈良市議会告示第9号

議会議員 岡本 志郎 は、平成16年6月21日の 議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成 16年 6月 22日

奈良市議会議長 岡本志郎 (平成 16年 6月 22日掲示済)

奈良市議会告示第 10号

議会副議長 船 越 義 治 は、平成 16年6月22日 の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。 平成 16年 6月 23日

> 奈良市議会議長 岡本志郎

(平成 16年6月 23日掲示済)

奈良市議会告示第 11号

議会議員 池 田 慎 久 は、平成 16年6月 22日の 議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成 16年 6 月 23日

奈良市議会議長

岡本志郎

(平成 16年 6月 23日掲示済)

奈良市議会告示第 12号

平成 16年 6月 22日、議会運営委員会の委員全員が辞任 したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会運 営委員会の委員を選任しました。

平成 16年 6 月 23日

奈良市議会議長

岡本志郎

三 浦 教 次

矢 野 兵 治

内 藤智司

北 村 拓 哉

中 西 吉日出

榧 木 義 秀 田一成

森

杉 美根子 高

誠 Ш

上 原 雋

高 橋 克 己

金 野 秀 一

原田栄子

(平成 16年6月 23日掲示済)

奈良市議会告示第 13号

平成 16年6月 23日、次の者が議会運営委員会の委員長 及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6 月 24日

奈良市議会議長

岡本志郎

委員長 榧 木 義 秀 副委員長 山 口 誠

(平成 16年6月 24日掲示済)

奈良市議会告示第 14号

平成 16年6月 25日の議会定例会において、次のとおり 議会常任委員会の委員を選任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

総務水道委員会

北 村 拓 哉

池田慎久

矢 追 勇 夫

堀 田 征 男

Ш 本

横井健

船越義 治

岡本志郎

産業文教委員会

佐藤 亨

大 坪 宏 通

藤 司 内

森田一成

高 杉 美根子

中村篤子

上 原 雋

小 林 照 代

橋 本 和 信

厚生委員会

榧 木 義 秀

土 田敏朗

井 上 昌 弘

松 田末作

和 田晴 夫

橋 克 己 高

畄 田 佐代子

米 澤 保

大 谷

環境防災委員会

奥田正治

浦教次

Ш 中益 敏

山口裕 司

幾 田 邦 夫 大 橋 雪 子

誠

ЩΠ

松村和夫

吉 田文彦

建設委員会

浅川 仁

矢 野 兵 治

大 国 正 博

藤本孝幸

中 西 吉日出

峠 宏 明

金 野 秀 一

松石聖一

原田栄子

(平成 16年 6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 15号

平成 16年 6月 25日、次の者が議会常任委員会の委員長 及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

総務水道委員長 船 越 義 治 同 副委員長 北 村 拓 哉 産業文教委員長 上 原 雋

同 副委員長 佐 藤 亨

厚生委員長土田敏朗

同 副委員長 岡 田 佐代子

環境防災委員長 山 口 裕 司

同 副委員長 大橋 雪子

建設委員長藤本孝幸

同 副委員長 中 西 吉日出

(平成 16年6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 16号

平成 16年 6 月 24日、合併問題検討特別委員会の 池田 慎 久 委員が辞任したので、同月 25日の議会定例会において、次の者を同委員に選任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

中 西 吉日出

(平成 16年6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 17号

平成 16年6月 25日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

奥田正治

大 坪 宏 通

大国正博

藤本孝幸

幾 田 邦 夫

土 田 敏 朗

井 上 昌 弘

吉田文彦

船越義治

(平成 16年 6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 18号

平成 16年6月 25日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

委員長 船 越 義 治副委員長 幾 田 邦 夫

(平成 16年6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 19号

平成 16年 6 月 25日、次の者が奈良市議会情報公開審査 会の委員に就任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

山 中 益 敏

北 村 拓 哉

中 西 吉日出

森 田 一 成

高 杉 美根子

中村篤子

上 原 雋

松田末作

矢 追 勇 夫

堀 田 征 男

和田晴夫

橋 本 和 信 船 越 義 治

(平成 16年6月 28日掲示済)

奈良市議会告示第 20号

平成 16年6月 25日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本志郎

委員長和田晴夫副委員長高杉美根子

(平成 16年 6月 28日掲示済)